

第 4 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 916 単位	第 4 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 988 単位
《障害児入所支援》 第 1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位 (2) 入所定員が10人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 628 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,451 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位 (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 954 単位	《障害児入所支援》 第 1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 891 単位 (2) 入所定員が10人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 779 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,606 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 891 単位 (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 619 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,032 単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位 (4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 (5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 (6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 (7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 (8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 (9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 (10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 (11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合 (12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合 (13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合 (14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合 (15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合 (16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合 (17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合 (18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合 (19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 (20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 (21) 入所定員が 191 人以上の場合 727 単位 611 単位 550 単位 532 単位 514 単位 496 単位 480 単位 461 単位 459 単位 458 単位 456 単位 454 単位 452 単位 448 単位 445 単位 441 単位 438 単位 435 単位 口 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする 児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 817 単位 (4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 (5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 (6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 (7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 (8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 (9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 (10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 (11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合 (12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合 (13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合 (14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合 (15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合 (16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合 (17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合 (18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合 (19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 (20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 (21) 入所定員が 191 人以上の場合 779 単位 651 単位 581 単位 558 単位 537 単位 516 単位 498 単位 477 単位 474 単位 472 単位 469 単位 466 単位 463 単位 459 単位 455 単位 451 単位 447 単位 444 単位 口 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする 児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
---	---

(1) 入所定員が30人以下の場合 735 単位 (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 678 単位 (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 650 単位 (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 625 単位 (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 598 単位 (6) 入所定員が71人以上の場合 571 単位 ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が5人の場合 895 単位 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 610 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位 (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合 610 単位 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 679 単位 (3) 入所定員が10人の場合 610 単位 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 1,443 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(1) 入所定員が30人以下の場合 787 単位 (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 718 単位 (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 682 単位 (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 652 単位 (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 622 単位 (6) 入所定員が71人以上の場合 592 単位 ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が5人の場合 1,047 単位 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 830 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位 (3) 入所定員が10人の場合 830 単位 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 761 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,597 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
--	---

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 506 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,063 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位 (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 464 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 881 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位 (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 433 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 805 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679 単位 (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 582 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,142 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756 単位 (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 540 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 959 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756 単位 (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 858 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731 単位 (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で
---	---

あるとき	404 単位	あるとき	455 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	679 単位		731 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
	679 単位		731 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）		(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	
	604 単位		644 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合		(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	
	559 単位		599 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合		(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	
	495 単位		526 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合		(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	
	481 単位		507 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合		(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	
	466 単位		489 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合		(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	
	450 単位		470 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合		(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	
	435 単位		453 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合		(15) 入所定員が 91 人以上の場合	
	419 単位		435 単位
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	
	895 単位		1,047 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
	675 単位		826 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
(三) 入所定員が10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1, 433 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
(四) 入所定員が11 人以上15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	507 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1, 055 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
(五) 入所定員が16 人以上20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	467 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	879 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	780 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(三) 入所定員が10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	780 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1, 587 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(四) 入所定員が11 人以上15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	583 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1, 134 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	752 単位
(五) 入所定員が16 人以上20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	543 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	957 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 430 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 759 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位 (7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 407 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 675 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位 (8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。) (9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 556 単位 (10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 492 単位 (11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 478 単位 (12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 464 単位 (13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 448 単位	(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 481 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 811 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 727 単位 (7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 458 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 727 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 727 単位 (8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。) (9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 641 単位 (10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 596 単位 (11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 523 単位 (12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 504 単位 (13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 487 単位 468 単位
---	---

(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	433 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	418 単位
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	715 単位
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	706 単位
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	694 単位
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	681 単位
第 2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	323 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	148 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90 日目まで	355 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	323 単位

(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	451 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	434 単位
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	747 単位
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	733 単位
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	718 単位
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	702 単位
第 2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	349 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	173 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	909 単位
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	417 単位
(二) 61 日目以降 90 日目まで	381 単位
(三) 91 日目以降 180 日目まで	349 単位

(三) 181 日目以降	(四) 181 日目以降	317 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90 日目まで	(一) 60 日目まで	204 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	(二) 61 日目以降 90 日目まで	188 単位
(三) 181 日目以降	(三) 91 日目以降 180 日目まで	173 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(四) 181 日目以降	158 単位
	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90 日目まで	(一) 60 日目まで	1,095 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	(二) 61 日目以降 90 日目まで	997 単位
(三) 181 日目以降	(三) 91 日目以降 180 日目まで	909 単位
ハ 指定発達支援医療機関の場合	(四) 181 日目以降	820 単位
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	ハ 指定発達支援医療機関の場合	
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	125 単位
	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有	ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有	885 単位
目的の支援を行う場合	目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90 日目まで	(一) 60 日目まで	151 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	(二) 61 日目以降 90 日目まで	137 単位
(三) 181 日目以降	(三) 91 日目以降 180 日目まで	125 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(四) 181 日目以降	113 単位
	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	

(一) 90 日目まで	(一) 60 日目まで	1, 071 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	(二) 61 日目以降 90 日目まで	973 単位
(三) 181 日目以降	(三) 91 日目以降 180 日目まで	885 単位
	(四) 181 日目以降	796 単位

看護職員加配加算の創設について

1. 報酬告示

○児童発達支援

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 看護職員加配加算（I）

- (1) 主として障害児（難聴児又は重症心身障害児を除く。）を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（(2)又は(3)に該当する場合を除く。）

(一) 利用定員が 30 人以下の場合	67 単位
(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	57 単位
(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	44 単位
(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	36 単位
(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	31 単位
(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	27 単位
(七) 利用定員が 81 人以上の場合	24 単位

- (2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 20 人以下の場合	100 単位
(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	80 単位
(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	57 単位
(四) 利用定員が 41 人以上の場合	44 単位

- (3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が 20 人以下の場合	100 単位
(二) 利用定員が 21 人以上の場合	80 単位

- (4) 主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（(5)に該当する場合を除く。）

(一) 利用定員が 10 人以下の場合	200 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	133 単位

(三) 利用定員が 21 人以上の場合 80 単位

(5) 主として重症心身障害児を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- | | |
|---------------------|--------|
| (一) 利用定員が 5 人の場合 | 400 単位 |
| (二) 利用定員が 6 人の場合 | 333 単位 |
| (三) 利用定員が 7 人の場合 | 286 単位 |
| (四) 利用定員が 8 人の場合 | 250 単位 |
| (五) 利用定員が 9 人の場合 | 222 単位 |
| (六) 利用定員が 10 人の場合 | 200 単位 |
| (七) 利用定員が 11 人以上の場合 | 133 単位 |

ロ 看護職員加配加算(Ⅱ)

(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)又は(3)に該当する場合を除く。)

- | | |
|----------------------------|--------|
| (一) 利用定員が 30 人以下の場合 | 134 単位 |
| (二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 | 114 単位 |
| (三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 | 88 単位 |
| (四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 | 72 単位 |
| (五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 | 62 単位 |
| (六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 | 54 単位 |
| (七) 利用定員が 81 人以上の場合 | 48 単位 |

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

- | | |
|----------------------------|--------|
| (一) 利用定員が 20 人以下の場合 | 200 単位 |
| (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 | 160 単位 |
| (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 | 114 単位 |
| (四) 利用定員が 41 人以上の場合 | 88 単位 |

(3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- | | |
|---------------------|--------|
| (一) 利用定員が 20 人以下の場合 | 200 単位 |
| (二) 利用定員が 21 人以上の場合 | 160 単位 |

(4) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対

し指定児童発達支援を行った場合（(5)に該当する場合を除く。）

- | | |
|----------------------------|--------|
| (一) 利用定員が 10 人以下の場合 | 400 単位 |
| (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 | 266 単位 |
| (三) 利用定員が 21 人以上の場合 | 160 単位 |

(5) 主として重症心身障害児を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- | | |
|---------------------|--------|
| (一) 利用定員が 5 人の場合 | 800 単位 |
| (二) 利用定員が 6 人の場合 | 666 単位 |
| (三) 利用定員が 7 人の場合 | 572 単位 |
| (四) 利用定員が 8 人の場合 | 500 単位 |
| (五) 利用定員が 9 人の場合 | 444 単位 |
| (六) 利用定員が 10 人の場合 | 400 単位 |
| (七) 利用定員が 11 人以上の場合 | 266 単位 |

ハ 看護職員加配加算（Ⅲ）

(1) 主として障害児（難聴児又は重症心身障害児を除く。）を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（(2)に該当する場合を除く。）

- | | |
|----------------------------|--------|
| (一) 利用定員が 30 人以下の場合 | 201 単位 |
| (二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 | 171 単位 |
| (三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 | 132 単位 |
| (四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 | 108 単位 |
| (五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 | 93 単位 |
| (六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 | 81 単位 |
| (七) 利用定員が 81 人以上の場合 | 72 単位 |

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

- | | |
|----------------------------|--------|
| (一) 利用定員が 20 人以下の場合 | 300 単位 |
| (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 | 240 単位 |
| (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 | 171 単位 |
| (四) 利用定員が 41 人以上の場合 | 132 単位 |

(3) 主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- | | |
|---------------------|--------|
| (一) 利用定員が 10 人以下の場合 | 600 単位 |
|---------------------|--------|

- | | |
|----------------------------|--------|
| (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 | 399 単位 |
| (三) 利用定員が 21 人以上の場合 | 240 単位 |

○放課後等デイサービス

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 看護職員加配加算（Ⅰ）

- (1) 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（(2)に該当する場合を除く。）

- | | |
|----------------------------|--------|
| (一) 利用定員が 10 人以下の場合 | 200 単位 |
| (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 | 133 単位 |
| (三) 利用定員が 21 人以上の場合 | 80 単位 |

- (2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

- | | |
|---------------------|--------|
| (一) 利用定員が 5 人の場合 | 400 単位 |
| (二) 利用定員が 6 人の場合 | 333 単位 |
| (三) 利用定員が 7 人の場合 | 286 単位 |
| (四) 利用定員が 8 人の場合 | 250 単位 |
| (五) 利用定員が 9 人の場合 | 222 単位 |
| (六) 利用定員が 10 人の場合 | 200 単位 |
| (七) 利用定員が 11 人以上の場合 | 133 単位 |

ロ 看護職員加配加算（Ⅱ）

- (1) 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（(2)に該当する場合を除く。）

- | | |
|----------------------------|--------|
| (一) 利用定員が 10 人以下の場合 | 400 単位 |
| (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 | 266 単位 |
| (三) 利用定員が 21 人以上の場合 | 160 単位 |

- (2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

- | | |
|------------------|--------|
| (一) 利用定員が 5 人の場合 | 800 単位 |
| (二) 利用定員が 6 人の場合 | 666 単位 |
| (三) 利用定員が 7 人の場合 | 572 単位 |
| (四) 利用定員が 8 人の場合 | 500 単位 |
| (五) 利用定員が 9 人の場合 | 444 単位 |

- | | |
|---------------------|--------|
| (六) 利用定員が 10 人の場合 | 400 単位 |
| (七) 利用定員が 11 人以上の場合 | 266 単位 |

ハ 看護職員加配加算(Ⅲ)

- | | |
|---|--------|
| (1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行った場合 | |
| (一) 利用定員が 10 人以下の場合 | 600 単位 |
| (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 | 399 単位 |
| (三) 利用定員が 21 人以上の場合 | 240 単位 |

2. 別に厚生労働大臣が定める施設基準

○児童発達支援

通所給付費等単位数表第 1 の 1 の児童発達支援給付費の注 9 の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第 1 の 1 の注 9 のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を 1 以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が 1 名以上であること。
- (2) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を 1 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第 1 の 1 の注 9 のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を 2 以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。
- (2) 通所給付費等単位数表第 1 の 1 のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、

看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1の注9のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

○放課後等デイサービス事業所

通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が1名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又ロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、

看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のハを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

別表

判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8
- (12) 定期導尿（3／日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

指導員加配加算の見直し等について

現行	見直し後
○指導員加配加算 1. 児童発達支援 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除き、イを算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。 ● 児童発達支援センターの場合（新設）	○児童指導員等加配加算（I） 1. 児童発達支援 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（二(1)及び二(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
イ 主として障害児（難聴児又は重症心身障害児を除く。）を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。） (1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が30人以下の場合 70単位 (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 60単位 (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 46単位 (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 38単位 (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 32単位 (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 28単位	

	(七) 利用定員が81人以上の場合 25 単位 (2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が30人以下の場合 52 単位 (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 44 単位 (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 34 単位 (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 28 単位 (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 24 単位 (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 21 単位 (七) 利用定員が81人以上の場合 18 単位 (3) その他の従業者を配置する場合 (一) 利用定員が30人以下の場合 30 単位 (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 26 単位 (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 20 単位 (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 17 単位 (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 14 単位 (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 12 単位 (七) 利用定員が81人以上の場合 11 単位 □ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて 難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合 (1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が20人以下の場合 105 単位 (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 84 単位 (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 60 単位 (四) 利用定員が41人以上の場合 46 単位 (2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が20人以下の場合 77 単位 (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 62 単位 (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 44 単位 (四) 利用定員が41人以上の場合 34 単位 (3) その他の従業者を配置する場合 (一) 利用定員が20人以下の場合 45 単位 (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 36 単位 (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 26 単位 (四) 利用定員が41人以上の場合 10 単位
--	---

	ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が20人以下の場合 105単位 (二) 利用定員が21人以上の場合 84単位 (2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が20人以下の場合 77単位 (二) 利用定員が21人以上の場合 62単位 (3) その他の従業者を配置する場合 (一) 利用定員が20人以下の場合 45単位 (二) 利用定員が21人以上の場合 36単位
● 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合 イ 児童指導員等を配置する場合 (1) 利用定員が10人以下の場合 195単位 (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位 (3) 利用定員が21人以上の場合 78単位 ロ 指導員を配置する場合 (1) 利用定員が10人以下の場合 183単位 (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位 (3) 利用定員が21人以上の場合 73単位 ● 児童発達支援センター以外で重症心身障害児を支援する場合（新設）	ニ 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合 (1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 209単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 139単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 84単位 (2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 155単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 103単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 62単位 (3) その他の従業者を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 91単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 61単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 36単位
	ホ 児童発達支援センター以外で重症心身障害児を支援する場合 (1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が5人の場合 418単位 (二) 利用定員が6人の場合 348単位 (三) 利用定員が7人の場合 299単位

2. 放課後等デイサービス 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イを算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に同じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。重症心身	(四) 利用定員が8人の場合 261単位 (五) 利用定員が9人の場合 232単位 (六) 利用定員が10人の場合 209単位 (七) 利用定員が11人以上の場合 139単位 (2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が5人の場合 309単位 (二) 利用定員が6人の場合 258単位 (三) 利用定員が7人の場合 221単位 (四) 利用定員が8人の場合 193単位 (五) 利用定員が9人の場合 172単位 (六) 利用定員が10人の場合 155単位 (七) 利用定員が11人以上の場合 103単位 (3) その他の従業者を配置する場合 (一) 利用定員が5人の場合 182単位 (二) 利用定員が6人の場合 152単位 (三) 利用定員が7人の場合 130単位 (四) 利用定員が8人の場合 114単位 (五) 利用定員が9人の場合 101単位 (六) 利用定員が10人の場合 91単位 (七) 利用定員が11人以上の場合 61単位
2. 放課後等デイサービス 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下「理学療法士等」という。)又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イ(1)又はイ(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、	2. 放課後等デイサービス 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下「理学療法士等」という。)又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イ(1)又はイ(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、

障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。 ● 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合 - イ 児童指導員等を配置する場合 (1) 利用定員が10人以下の場合 195単位 (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位 (3) 利用定員が21人以上の場合 78単位 - ロ その他の従業者を配置する場合 (1) 利用定員が10人以下の場合 183単位 (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位 (3) 利用定員が21人以上の場合 73単位 ● 重症心身障害児を支援する場合（新設）	利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 イ 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合 (1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 209単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 139単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 84単位 (2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 155単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 103単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 62単位 (3) その他の従業者を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 91単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 61単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 36単位 ロ 重症心身障害児を支援する場合 (1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が5人の場合 418単位 (二) 利用定員が6人の場合 348単位 (三) 利用定員が7人の場合 299単位 (四) 利用定員が8人の場合 261単位 (五) 利用定員が9人の場合 232単位 (六) 利用定員が10人の場合 209単位 (七) 利用定員が11人以上の場合 139単位 (2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が5人の場合 309単位 (二) 利用定員が6人の場合 258単位 (三) 利用定員が7人の場合 221単位 (四) 利用定員が8人の場合 193単位 (五) 利用定員が9人の場合 172単位 (六) 利用定員が10人の場合 155単位 (七) 利用定員が11人以上の場合 103単位
--	---

	(3) その他の従業者を配置する場合 <table><tr><td>(一)</td><td>利用定員が5人の場合</td><td>182 単位</td></tr><tr><td>(二)</td><td>利用定員が6人の場合</td><td>152 単位</td></tr><tr><td>(三)</td><td>利用定員が7人の場合</td><td>130 単位</td></tr><tr><td>(四)</td><td>利用定員が8人の場合</td><td>114 単位</td></tr><tr><td>(五)</td><td>利用定員が9人の場合</td><td>101 単位</td></tr><tr><td>(六)</td><td>利用定員が10人の場合</td><td>91 単位</td></tr><tr><td>(七)</td><td>利用定員が11人以上の場合</td><td>61 単位</td></tr></table>	(一)	利用定員が5人の場合	182 単位	(二)	利用定員が6人の場合	152 単位	(三)	利用定員が7人の場合	130 単位	(四)	利用定員が8人の場合	114 単位	(五)	利用定員が9人の場合	101 単位	(六)	利用定員が10人の場合	91 単位	(七)	利用定員が11人以上の場合	61 単位															
(一)	利用定員が5人の場合	182 単位																																			
(二)	利用定員が6人の場合	152 単位																																			
(三)	利用定員が7人の場合	130 単位																																			
(四)	利用定員が8人の場合	114 単位																																			
(五)	利用定員が9人の場合	101 単位																																			
(六)	利用定員が10人の場合	91 単位																																			
(七)	利用定員が11人以上の場合	61 単位																																			
	3. 福祉型障害児入所施設 (新設)																																				
	3. 福祉型障害児入所施設 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 イ 理学療法士等を配置する場合 <table><tr><td>(1)</td><td>主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</td><td>151 単位</td></tr><tr><td>(一)</td><td>入所定員が10人以下の場合</td><td>101 単位</td></tr><tr><td>(二)</td><td>入所定員が11人以上20人以下の場合</td><td>61 単位</td></tr><tr><td>(三)</td><td>入所定員が21人以上30人以下の場合</td><td>43 単位</td></tr><tr><td>(四)</td><td>入所定員が31人以上40人以下の場合</td><td>34 単位</td></tr><tr><td>(五)</td><td>入所定員が41人以上50人以下の場合</td><td>28 単位</td></tr><tr><td>(六)</td><td>入所定員が51人以上60人以下の場合</td><td>23 単位</td></tr><tr><td>(七)</td><td>入所定員が61人以上70人以下の場合</td><td>20 単位</td></tr><tr><td>(八)</td><td>入所定員が71人以上80人以下の場合</td><td>18 単位</td></tr><tr><td>(九)</td><td>入所定員が81人以上90人以下の場合</td><td>16 単位</td></tr><tr><td>(十)</td><td>入所定員が91人以上100人以下の場合</td><td>14 単位</td></tr><tr><td>(十一)</td><td>入所定員が101人以上120人以下の場合</td><td>14 単位</td></tr></table>	(1)	主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	151 単位	(一)	入所定員が10人以下の場合	101 単位	(二)	入所定員が11人以上20人以下の場合	61 単位	(三)	入所定員が21人以上30人以下の場合	43 単位	(四)	入所定員が31人以上40人以下の場合	34 単位	(五)	入所定員が41人以上50人以下の場合	28 単位	(六)	入所定員が51人以上60人以下の場合	23 単位	(七)	入所定員が61人以上70人以下の場合	20 単位	(八)	入所定員が71人以上80人以下の場合	18 単位	(九)	入所定員が81人以上90人以下の場合	16 単位	(十)	入所定員が91人以上100人以下の場合	14 単位	(十一)	入所定員が101人以上120人以下の場合	14 単位
(1)	主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	151 単位																																			
(一)	入所定員が10人以下の場合	101 単位																																			
(二)	入所定員が11人以上20人以下の場合	61 単位																																			
(三)	入所定員が21人以上30人以下の場合	43 単位																																			
(四)	入所定員が31人以上40人以下の場合	34 単位																																			
(五)	入所定員が41人以上50人以下の場合	28 単位																																			
(六)	入所定員が51人以上60人以下の場合	23 単位																																			
(七)	入所定員が61人以上70人以下の場合	20 単位																																			
(八)	入所定員が71人以上80人以下の場合	18 単位																																			
(九)	入所定員が81人以上90人以下の場合	16 単位																																			
(十)	入所定員が91人以上100人以下の場合	14 単位																																			
(十一)	入所定員が101人以上120人以下の場合	14 単位																																			

	(十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合 12単位 (十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合 11単位 (十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合 9単位 (十五) 入所定員が181人以上の場合 8単位 (2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 (一) 入所定員が40人以下の場合 38単位 (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位 (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位 (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (五) 入所定員が71人以上の場合 20単位 (3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合 (一) 入所定員が5人以上10人以下の場合 151単位 (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位 (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位 (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位 (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位 (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位 (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位 (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 18単位 (十) 入所定員が91人以上の場合 16単位 (4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 (一) 入所定員が50人以下の場合 30単位 (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位 (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (四) 入所定員が71人以上の場合 20単位 □ 児童指導員等を配置する場合 (1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合 (一) 入所定員が10人以下の場合 112単位 (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 75単位 (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 45単位 (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 32単位
--	---

	(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 25単位 (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位 (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位 (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位 (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位 (十) 入所定員が91人以上100人以下の場合 12単位 (十一) 入所定員が101人以上120人以下の場合 10単位 (十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合 9単位 (十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合 8単位 (十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合 7単位 (十五) 入所定員が181人以上の場合 6単位 (2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 (一) 入所定員が40人以下の場合 28単位 (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 25単位 (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位 (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位 (五) 入所定員が71人以上の場合 15単位 (3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合 (一) 入所定員が5人以上10人以下の場合 112単位 (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 75単位 (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 45単位 (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 32単位 (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 25単位 (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位 (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位 (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位 (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位 (十) 入所定員が91人以上の場合 12単位 (4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 (一) 入所定員が50人以下の場合 22単位 (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位 (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
--	--

	(四) 入所定員が71人以上の場合	15 単位
(新設)	○児童指導員等加配加算 (Ⅱ) 1. 児童発達支援 主に未就学児を支援する指定児童発達支援事業所であって常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数及び児童指導員等加配加算(Ⅰ)に加え、理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所((1)又は(2)を算定する場合)において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算しない。 (1) 理学療法士等を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 209 単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 139 単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 84 単位 (2) 児童指導員等を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 155 単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 103 単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 62 単位 (3) その他の従業者を配置する場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 91 単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 61 単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 36 単位	
	2. 放課後等デイサービス 区分1の1及び1の2を算定する障害児に対して支援を行う指定放課後等デイサービス事業所であって常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数及び児童指導員等加配加算(Ⅰ)に	

	加え、理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(1)又は(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算しない。 (1) 理学療法士等を配置する場合 <table> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td><td>209単位</td></tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td><td>139単位</td></tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td><td>84単位</td></tr> </table> (2) 児童指導員等を配置する場合 <table> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td><td>155単位</td></tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td><td>103単位</td></tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td><td>62単位</td></tr> </table> (3) その他の従業者を配置する場合 <table> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td><td>91単位</td></tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td><td>61単位</td></tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td><td>36単位</td></tr> </table> ※ 休業日(区分1)も上記と同様に加算。	(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位
(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位																		
(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位																		
(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位																		

看護師配置加算の見直しについて

現行	見直し後
○看護師配置加算 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	○看護職員配置加算（Ⅰ） 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が10人以下の場合 141単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位 (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位 (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位 (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位 (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位 (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 9単位 (16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位 (17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 7単位 (18) 入所定員が191人以上の場合 6単位	イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が10人以下の場合 141単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位 (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位 (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位 (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位 (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位 (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 9単位 (16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位 (17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 7単位 (18) 入所定員が191人以上の場合 6単位

ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 合 (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 141単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上の場合 14単位	ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 合 (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 141単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上の場合 14単位
(新設)	○看護職員配置加算（Ⅱ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が10人以下の場合 145単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 96単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 58単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 41単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 22単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 15単位 (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 14単位 (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 13単位 (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 12単位 (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 11単位 (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 10単位

	(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 9単位 (17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 8単位 (18) 入所定員が191人以上の場合 7単位 □ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 145単位 (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 96単位 (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 58単位 (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 41単位 (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位 (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位 (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 22単位 (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位 (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位 (10) 入所定員が91人以上の場合 15単位 ハ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が40人以下の場合 36単位 (2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位 (3) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位 (4) 入所定員が61人以上70人以下の場合 22単位 (5) 入所定員が71人以上の場合 19単位 ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 (1) 入所定員が50人以下の場合 29単位 (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位 (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 22単位 (4) 入所定員が71人以上の場合 19単位 (新設) ○別に厚生労働大臣が定める施設基準 次の(1)又は(2)はのいずれかに該当すること。 (1) 自閉症児施設又は肢体不自由施設であって、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。 (2) 知的障害児施設又は盲児若しくはろうあ児施設であって
--	--

、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。

別表

判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上以上の頻回の吸引) = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 継続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8
- (12) 定期導尿（3／日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

地域区分の見直しについて

○ 地域区分の見直しによる報酬 1 単位単価の見直し（障害者サービス）

〔見直し後の 1 単位単価〕【現行と平成 30 年度以降】

＜現行＞

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練（機能訓練）	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練（生活訓練）	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
（新設）							
（新設）							
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

＜平成 30 年度以降＞

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円							
生活介護	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練（機能訓練）	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練（生活訓練）	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

平成30～32年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

県内16市の障害者の地域区分						
1級区 (18%)	2級区 (10%)		3級区 (15%)	4級区 (12%)		5級区 (19%)
	東京都 大田区	東京都 大田区		東京都 大田区	東京都 大田区	
2級区 (19%)	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区
3級区 (12%)	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区
4級区 (10%)	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区
5級区 (19%)	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区
その他 (0%)	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区	東京都 大田区

○ 地域区分の見直しによる報酬 1 単位単価の見直し（障害児サービス）

〔見直し後の 1 単位単価〕【現行と平成 30 年度以降】

＜現行＞

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%			
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円			
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円			
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11,52円	11,22円	11,14円	10,91円	10,76円	10,46円	10,23円	10円			
	医療型児童発達支援（含：指定発達支援医療機関）	10円										
障害児入所支援	放課後等デイサービス	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円			
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11,52円	11,22円	11,14円	10,91円	10,76円	10,46円	10,23円	10円			
	(新設)											
	保育所等訪問支援	11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円			
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合		11,12円	10,90円	10,84円	10,67円	10,56円	10,33円	10,17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円
		自閉症児の場合	併設する施設が主たる施設の場合		11,22円	10,98円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11,10円	10,88円	10,83円	10,66円	10,55円	10,33円	10,17円	10円
	ろうあ児の場合	盲ろうあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円
			当該施設が主たる施設の場合		11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
		ろうあ児の場合	当該施設が単独施設の場合		11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円
			併設する施設が主たる施設の場合		11,28円	11,02円	10,97円	10,77円	10,64円	10,39円	10,19円	10円
	肢体不自由児の場合		11,22円	10,98円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円		
	医療型（含：指定発達支援医療機関）		10円									
障害児相談支援		10円										
障害児相談支援		10円										
障害児相談支援		10円										
障害児相談支援		11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円			

＜平成 30 年度以降＞

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%			
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円			
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円			
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11,52円	11,22円	11,14円	10,91円	10,76円	10,46円	10,23円	10円			
	医療型児童発達支援(含：指定発達支援医療機関)								10円			
放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円			
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11,52円	11,22円	11,14円	10,91円	10,76円	10,46円	10,23円	10円			
	居宅訪問型児童発達支援	11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円			
	保育所等訪問支援	11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円			
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合		11,12円	10,90円	10,84円	10,67円	10,56円	10,33円	10,17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円
		自閉症児の場合	併設する施設が主たる施設の場合		11,22円	10,98円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11,10円	10,88円	10,83円	10,66円	10,55円	10,33円	10,17円	10円
	盲ろうあ児の場合	盲ろうあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円
			当該施設が主たる施設の場合		11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
		ろうあ児の場合	当該施設が単独施設の場合		11,24円	10,99円	10,93円	10,74円	10,62円	10,37円	10,19円	10円
			併設する施設が主たる施設の場合		11,28円	11,02円	10,97円	10,77円	10,64円	10,39円	10,19円	10円
	肢体不自由児の場合		11,22円	10,98円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円		
	医療型(含：指定発達支援医療機関)		10円									
自閉症児の場合		10円										
肢体不自由児の場合		10円										
重症心身障害児の場合		10円										
障害児相談支援		11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円			

○平成30～32年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

[illegible]

